# あんなかスマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

いつもニコニコ、食いしん坊。その笑顔に癒やされています。

吉田（よしだ） 六花（りっか） ちゃん

いつも笑顔で元気いっぱい これからも楽しく過ごそうね

白石（しらいし） 鈴果（りんか） ちゃん

## 国民年金からのお知らせ

### 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

**保険料の追納をお勧めします**

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままであとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乗せされます。

詳しくは、高崎年金事務所へ相談してください。

**保険料を納め忘れた人には電話や訪問による納付の案内をしています**

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社（株式会社アイヴィジット・東洋紙業共同企業体）が電話や訪問により保険料の納付の案内をしています。個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

**11月は「ねんきん月間」です**

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」のご利用をはじめてみませんか。ねんきんネットの利用登録やねんきん月間の取り組みについては、日本年金機構のホームページを確認してください。

問合せ▼高崎年金事務所お客様相談室（☎027－322－4299）